

第1次 伊庭八景を選定

残していきたいところと、これから良くしていきたいところなど、伊庭町の美しい景観要素となり得る箇所を選んだ伊庭八景が、このほど選定されました。

これは、伊庭町の景観の良さに早くから気づいた京都大学大学院の学生の皆さんや伊庭町の人たちで作る「伊庭の景色を考える会」が、投票の結果を元に選定されたもので、未来の八景も含まれています。

伊庭八景は誕生したばかりです。もっともっと議論を重ね、みんなの誇りとなるような「伊庭八景」に育てていきたいものですね。



◆ご提供ください◆ ～昔日の伊庭の風景～

昔の暮らしぶりや、伊庭の風景が分かる写真を集めています。アルバムのひと隅に挟まれた一枚の写真が、まちの記憶を蘇らせます。剥がさずにアルバムのままでも結構です。スキャナしてお返しします。自治会館までお届けください。ご協力をお願いします。

かげすずし

かげすずし：夏の季語。水と光と風が満ちた東近江市の風景のドラマ性を感じさせます。



魅力ある伊庭の風景を未来へ

～文化的景観の保護制度～

東近江市では、景観を市民共有の財産として次代へ引き継いでいくとともに、風景を生かしたまちづくりを進めるために、景観法に基づく風景づくり条例や景観計画を施行し、本市らしい風景づくりに取り組んでいます。

広い市域と多様な景観を有する東近江市の中でも、伊庭町の集落景観は、「近江水の宝」にも選定されており、市では、人々の生活や生業により形成された文化的景観として重点的に保全・継承し、まちづくりの地域資源として活用していきたいと考えています。

このため、伊庭町の湖辺（みずべ）集落を景観法による「景観形成重点地区」の指定および文化財保護法による「重要文化的景観」の選定をめざして、取り組んでいくこととしています。

今号では、景観形成重点地区と重要文化的景観の制度について紹介します。



これまでの取り組み

- 景観まちづくりワークショップ in 伊庭（11月10日）
講演 みんなが主役！景観まちづくり
講師：元近江八幡市長 川端五兵衛さん
ワークショップ「タウンウォッチングと景観資源マップづくり」
- まちづくり先進地視察（11月17日）
研修先：高島市針江地区（針江生水の郷委員会）
- 第1回風景づくりサロン「伊庭の風景」（1月11日）
講演 「文化的景観」の保全・再生について
講師：京都大学大学院工学研究科 山口敏太助教
ワークショップ「何のために伊庭の風景を残すのか？伊庭の将来像を考える」
- 第2回風景づくりサロン「伊庭の風景」（3月8日）
講演 景観とまちづくり～住民の手で進める景観保全～
講師：びわこ学院大学 谷口浩志教授
ワークショップ「伊庭の将来像を考える」
- 伊庭いきいきサロンワークショップ（2月8日、3月8日）
ワークショップ「川の思い出」
- 景観まちづくり通信「かげすずし」の発行（12月10日、3月27日）



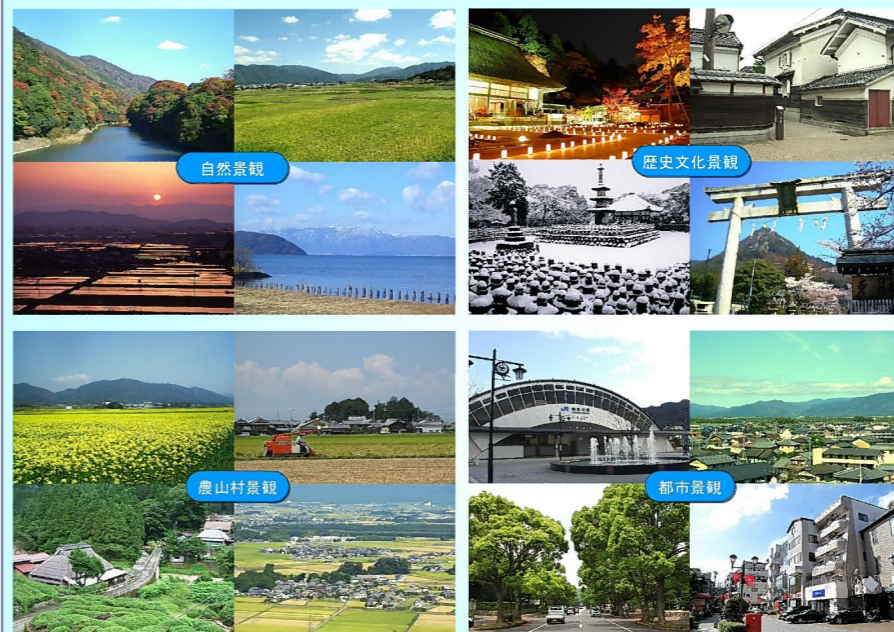
伊庭の風景づくりを考えるため、2回にわたって「風景づくりサロン」を実施。



いきいきサロンで、それぞれの記憶に残る暮らしぶりを話し合っていました。

昨年度の活動内容、講演要旨を景観まちづくり通信「かげすずし」にまとめています。

東近江の景観資源



わたしたちのまち東近江市は、鈴鹿山系から琵琶湖までの広大な市域に豊かな自然環境、のどかな田園風景、活気に満ちた都市景観など、多様な魅力的な風景に恵まれています。また、地域の歴史、伝統、文化に根ざした個性豊かな生活風景を育んできました。

先人たちによって守り育てられてきた風景は、市民共有の財産です。これからもわたしたち市民は、力を合わせて風景づくりに取り組み、豊かな地域づくりを進める必要があります。そのため本市の風景づくり基本計画では、風景づくり憲章と、共通のイメージとなるめざす風景像を設定しています。

【風景づくり憲章】

わたしたちは、豊かな自然と悠久の歴史に培われた東近江の風景を未来に継承し、心の豊かさと健やかな暮らしを実感できる風景づくりをみんなで進めます。

【めざす風景像】

みんなで育てる 水と光と風いっぱい
水と光と風いっぱい

みんなで育てる 水と光と風いっぱい



- 1 鈴鹿山系から琵琶湖につながる水と緑の風景を大切に
- 2 悠久の歴史と文化の薫る風景を未来に引き継ぐ
- 3 uralおいとにぎわいのある暮らしの風景を創造する
- 4 市民が共感し、みんなで育てる風景を育てる

重要文化的景観とは？ 景観形成重点地区とは？

「景観形成重点地区」の位置づけ

景観計画では、本市の広がりのある風景を一体的に保全するため、市内全域を景観区域としています。そのうえで、地形や土地利用の特徴により、鈴鹿山系、田園、市街地の3つのゾーンに区分し、景観形成の基準を定めています。

さらに、景観の骨格を成す重要な地域を景観形成重点地域として指定しています。琵琶湖・伊庭内湖や朝鮮人街道沿道、鈴鹿山系国道421号沿道などです。

そして、本市固有の優れた景観を有する一団の土地を景観形成重点地区として指定することとしています。今のところ指定地区はありませんが、市は住民の皆さんの合意を得たうえで、伊庭町を地区第1号に指定し、そして、重要文化的景観との両方の指定をもって、伊庭の魅力ある景観を保全・継承していきたいと考えています。

「重要文化的景観」とは？

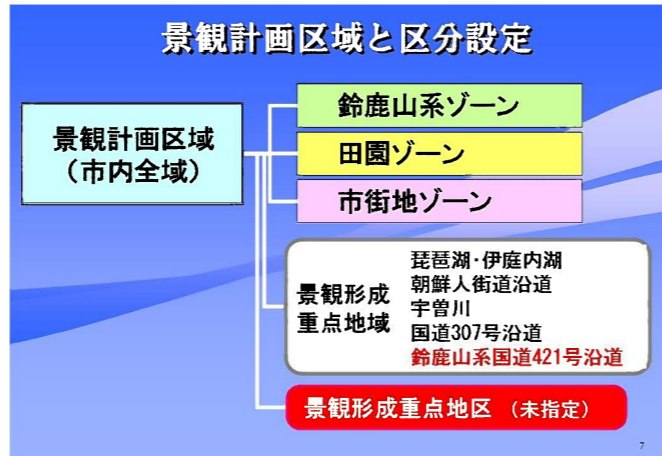
風土に根ざして営まれてきた人の生活や生業の在り方を表す景観地。このような景観地を文化的景観といいます。つまり、文化的景観は、わたしたちが自然と共生する中で育んできた原風景ともいえます。

文化財というと、仏像や絵画、あるいは神社仏閣などの古い建造物というイメージがありますが、平成16年から景観や風景も文化財として保存・活用される対象となりました。

そして、文化的景観の中でも特に重要なものについては、文化庁が重要文化的景観に選定することができます。

選定されると、現状を変更する行為などには一定の制限がかかりますが、保存・修繕などのための経費の助成を受けることもできます。

重要文化的景観には、県内では近江八幡市の水郷風景、高島市の海津、西浜、知内や、針江、霜降の水辺景観などが選定されています。



八日市の官庁街や駅前、永源寺の谷津田なども指定の候補地としています。

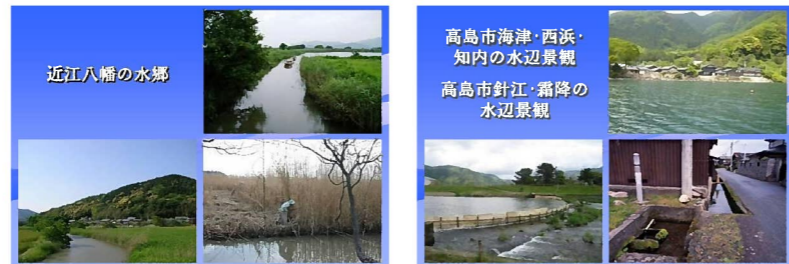
文化的景観とは

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、わが国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの【文化財保護法】

特に重要なもの

「重要文化的景観」に選定

- 現状を変更したり、保存に影響ある行為は届出が必要。
- 調査、修理・修景整備事業、普及事業等の経費助成。



「重要文化的景観」選定までの流れ

この制度は、市では都市計画課と文化財課の2つの部署がかかわることになります。

都市計画課では、景観形成重点地区の指定に向けて、景観形成方針や皆さんが家を建てるときのルール、基準を定めていきます。もちろん、住民の皆さんの合意を得ながら進めていくことになります。

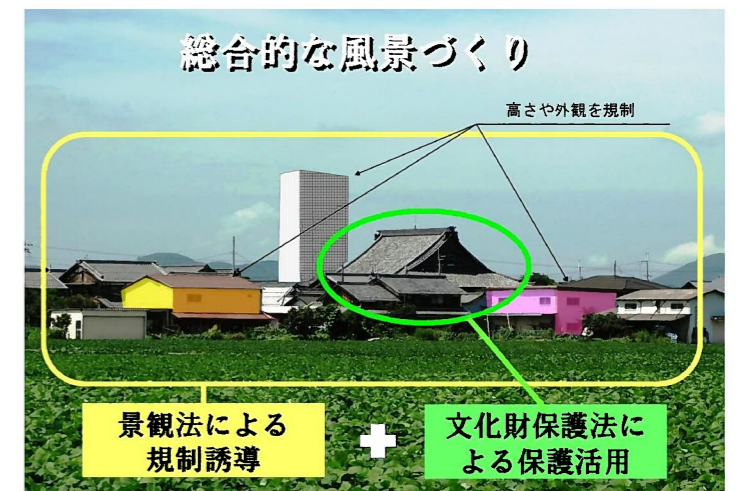
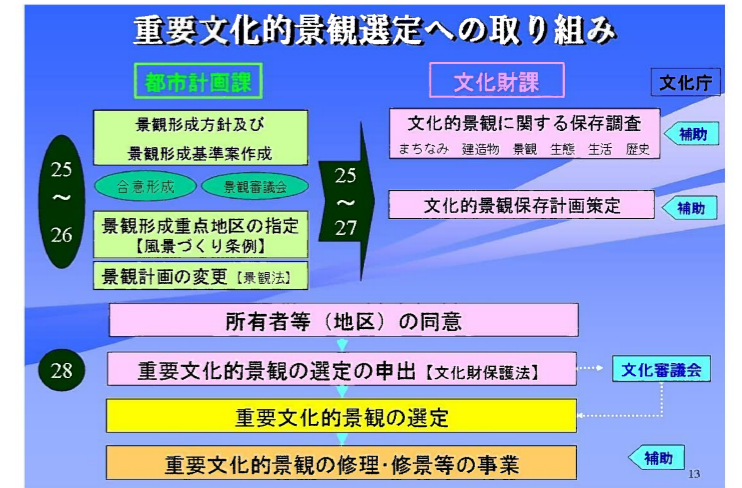
並行して文化財課では、文化的景観に関する調査を開始します。この調査は、伊庭の景観を構成する上で、なくてはならない要素を学術的な調査によって把握していきます。併せて、伊庭の景観を構成する要素を歴史、自然、生活または生業などの観点から、どのように保存し継承・活用していくのかという景観保存活用計画を策定していきます。ここまでは2年から3年かけて行います。

その後、所有者や地区の同意を経て文化庁に選定の申し出を行います。

「風景はみんなのもの」

優れた景観を守るためには、その対象の物件だけでなく、その背景や周辺の景観を併せて守る必要があります。そのため、集落全体を景観形成重点地区に指定し、ここで建物を建てたり、外観を変更する場合は、景観法に基づき事前に届出をいただくことになります。届け出られたものが、あまりにも景観を阻害するようであれば、景観への配慮を指導したり、変更をお願いする場合があります。集落の景観保全のために、「みんなで協力していきましょう。風景はみんなのものですよ」という趣旨です。一方、水路や文化的景観を構成する特定物件の現状変更には、文化財保護法に基づく届出が必要になります。

美しい景観は、人によって捉え方が異なりますが、景色のいいところに暮らしていると、気持ちよくなれます。気持ちよく暮らすことができると、みんなが景観を守ろうという意識の高まりにもつながります。暮らしが変れば、景観も変わるのが当然です。良き昔の姿に戻そうといっているわけではありません。現在の伊庭の良いところの何を残していくのか。そのことが重要であると考えます。暮らしと密接につながっているのが文化的景観です。良い景観でも、暮らしに根付かない景観では意味がありません。皆さんとともに、伊庭の景観について考えていきましょう。



- ### 重要文化的景観の選定を受けると...
- ・良好な景観(住環境)の保存
 - ・景観の次世代への継承
 - ・景観保護意識の高揚
 - ・観光や学習資産としての活用
 - ⇒地域資産の顕在化
 - まちづくりの核
 - ブランド化
 - 暮らしがらみ等を学習教材として利用できる
 - ・景観保存(修理・修景)や啓発・活用に対する国庫補助の支援

- ### 重要文化的景観の選定を受けると...
- ・景観形成重点地区指定により届出規制の強化
 - 【届出対象】床面積 500㎡以上 ⇒ 10㎡以上
 - 高さ 10m以上 ⇒ 5m以上
 - 【制限】高さ 13m以下
 - ・景観構成要素指定による現状変更の規制(許可)
 - ・景観構成要素指定による経費の増大(伝統工法等の採用の必要、形状の指定)→補助事業適用による支援

